

規約改正(案)について

令和6年6月17日

鈴鹿川外・雲出川外・櫛田川外・宮川
外流域治水協議会(合同協議会)

- 鈴鹿川外流域治水協議会規約(案)..... 1
- 雲出川外流域治水協議会規約(案)..... 10
- 櫛田川外流域治水協議会規約(案)..... 18
- 宮川外流域治水協議会規約(案)..... 26

鈴鹿川外流域治水協議会規約(案)

鈴鹿川外流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「鈴鹿川外流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、鈴鹿川等流域（河川区域・集水域・氾濫域）において、あらゆる関係者が、協働して流域全体で被害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 鈴鹿川等流域で行う流域治水の全体像の共有と検討をする。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」を策定し、公表する。
- 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況をフォローアップする。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項の検討をする。

（協議会の対象水系）

第4条 本協議会は、別表－1に掲げる水系を対象水系とする。

(協議会の構成)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて鈴鹿川外大規模氾濫減災協議会の対象水系及び構成員を協議会の同意を得て追加することができる。
- 4 本協議会は、別に組織する雲出川外流域治水協議会、櫛田川外流域治水協議会、宮川外流域治水協議会と合同で開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、既存の会議と連携を図り、流域治水に関する取り組みを多くの関係者と共有するものとする。

(幹事会)

第6条 幹事会は別表－3の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、河川、流域、避難・水防等に関する対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所流域治水課、三重県県土整備部河川課に置く。

- 2 協議会及び幹事会の運営は事務局の構成員が行うものとする。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、令和 2 年 8 月 24 日から施行する。

令和 3 年 1 月 12 日 一部改正

令和 3 年 3 月 16 日 一部改正

令和 3 年 12 月 14 日 一部改正

令和 4 年 3 月 28 日 一部改正

令和 4 年 6 月 7 日 一部改正

令和 5 年 6 月 2 日 一部改正

令和 6 年 6 月 17 日 一部改正

別表－1 対象水系

水系区分	河川名
一級水系	鈴鹿川水系
二級水系	朝明川水系 海蔵川水系 三滝川水系 天白川水系 金沢川水系 堀切川水系 中ノ川水系 田中川水系 志登茂川水系

別表－２ 協議会 構成員

関係機関	構成員	備考
国	三重河川国道事務所 所長	
気象庁	津地方气象台 台長	
林野庁	三重森林管理署 署長	
水資源機構	三重用水管理所 所長	
県	県土整備部 水災害対策監	
	県土整備部 施設災害対策課 課長	
	県土整備部 河川課 課長	
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 下水道事業課 課長	
	県土整備部 都市政策課 課長	
	県土整備部 建築開発課 課長	
	県土整備部 住宅政策課 課長	
	県土整備部 営繕課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	県土整備部 道路建設課 課長	
	県土整備部 道路管理課 課長	
	農林水産部 農業基盤整備課 課長	
	農林水産部 治山林道課 課長	
	四日市建設事務所 所長	
	鈴鹿建設事務所 所長	
	四日市地域防災総合事務所 所長	
	鈴鹿地域防災総合事務所 所長	
市町	四日市市 市長	
	鈴鹿市 市長	
	亀山市 市長	
	川越町 町長	
	朝日町 町長	
	菰野町 町長	

<オブザーバー>

関係機関	構成員	備考
農林水産省	東海農政局 農村振興部 洪水調節機能強化 対策官	
森林研究・ 整備機構	森林整備センター 津水源林整備事務所 所長	
企業	中部電力(株) 事業創造本部 部長	
	東海旅客鉄道株式会社 部長	
	東海鉄道事業本部 施設部	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

別表－３ 幹事会 構成員

関係機関	構成員		備考
国	三重河川国道事務所	副所長	
気象庁	津地方气象台	防災管理官	
林野庁	三重森林管理署	次長	
水資源機構	三重用水管理所	所長代理	
県	県土整備部 施設災害対策課	水防対策班長	
	県土整備部 河川課	計画班長	
	県土整備部 防災砂防課	課長補佐兼班長	
	県土整備部 下水道事業課	計画・事業班長	
	県土整備部 都市政策課	都市計画班長	
	県土整備部 建築開発課	課長補佐兼建築安全班長	
	県土整備部 住宅政策課	住まい支援副課長兼班長	
	県土整備部 営繕課	営繕調整班長	
	県土整備部 港湾・海岸課	海岸整備班長	
	県土整備部 道路建設課	道路建設班長	
	県土整備部 道路管理課	道路維持班長	
	農林水産部 農業基盤整備課	国営調整水利班長	
	農林水産部 治山林道課	治山班長	
	四日市建設事務所	副所長兼室長	
	鈴鹿建設事務所	副所長兼室長	
	四日市地域防災総合事務所	副所長兼室長	
	鈴鹿地域防災総合事務所	副所長兼室長	
市町	四日市市 危機管理統括部 危機管理課	課長	
		都市整備部 河川排水課	課長
		都市整備部 都市計画課	参事兼課長
		健康福祉部 介護保険課	参事兼課長
		健康福祉部 高齢福祉課	課長
		商工農水部 農水振興課	課長
		上下水道局管理部 経営企画課	課長
	鈴鹿市 危機管理部 防災危機管理課	課長	
		土木部 河川雨水対策課	参事兼課長
		健康福祉部 長寿社会課	参事兼課長
		産業振興部 耕地課	参事兼課長
		都市整備部 都市計画課	参事兼課長
	亀山市 防災安全課	課長	
		建設部 土木課	課長
		健康福祉部 地域福祉課	課長

市町		建設部 都市整備課	課長	
		建設部 建築住宅課	課長	
		産業環境部 農林振興課	課長	
		産業環境部 生物多様性・獣害対策室	室長	
	川越町	安全環境課	課長	
		産業建設課	課長	
		上下水道課	課長	
		企画情報課	参事兼 課長	
		福祉課	課長	
	朝日町	防災 保全 環境課	課長	
		産業建設課	課長	
		保険福祉課	課長	
		上下水道課	課長	
		企画情報課	課長	
	菰野町	総務課 安全安心対策室	室長	
		都市整備課	課長	
		健康福祉課	課長	

雲出川外流域治水協議会規約(案)

雲出川外流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「雲出川外流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、雲出川等流域（河川区域、集水域、氾濫域）において、あらゆる関係者が、協働して流域全体で被害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 雲出川等流域で行う流域治水の全体像の共有と検討をする。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」を策定し、公表する。
- 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況をフォローアップする。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項の検討をする。

（協議会の対象水系）

第4条 本協議会は、別表－1に掲げる水系を対象水系とする。

(協議会の構成)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて雲出川外大規模氾濫減災協議会の対象水系及び構成員を協議会の同意を得て追加することができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外流域治水協議会、櫛田川外流域治水協議会、宮川外流域治水協議会と合同で開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、既存の会議と連携を図り、流域治水に関する取り組みを多くの関係者と共有するものとする。

(幹事会)

第6条 幹事会は別表－3の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、河川、流域、避難水防等に関する対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所流域治水課、三重県県土整備部河川課に置く。

- 2 協議会及び幹事会の運営は事務局の構成員が行うものとする。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、令和 2 年 8 月 19 日から施行する。

令和 3 年 1 月 12 日 一部改正

令和 3 年 3 月 16 日 一部改正

令和 3 年 6 月 2 日 一部改正

令和 4 年 3 月 28 日 一部改正

令和 4 年 6 月 7 日 一部改正

令和 5 年 6 月 2 日 一部改正

令和 6 年 6 月 17 日 一部改正

別表－1 対象水系

水系区分	水系名
一級水系	雲出川水系
二級水系	中ノ川水系 田中川水系 志登茂川水系 安濃川水系 岩田川水系 相川水系 碧川水系

別表－２ 協議会 構成員

関係機関	構成員		備考
国	三重河川国道事務所	所長	
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官	
気象庁	津地方气象台	台長	
林野庁	三重森林管理署	署長	
県	県土整備部	水災害対策監	
	県土整備部 施設災害対策課	課長	
	県土整備部 河川課	課長	
	県土整備部 防災砂防課	課長	
	県土整備部 下水道事業課	課長	
	県土整備部 都市政策課	課長	
	県土整備部 建築開発課	課長	
	県土整備部 住宅政策課	課長	
	県土整備部 営繕課	課長	
	県土整備部 港湾・海岸課	課長	
	県土整備部 道路建設課	課長	
	県土整備部 道路管理課	課長	
	農林水産部 農業基盤整備課	課長	
	農林水産部 治山林道課	課長	
	津建設事務所	所長	
	松阪建設事務所	所長	
	津地域防災総合事務所	所長	
	松阪地域防災総合事務所	所長	
市町	津市	市長	
	松阪市	市長	

<オブザーバー>

関係機関	構成員		備考
森林研究・ 整備機構	森林整備センター 津水源林整備事務所	所長	
企業	中部電力(株) 事業創造本部	部長	
	東海旅客鉄道株式会社 東海鉄道事業本部 施設部	部長	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部	部長	

別表－３ 幹事会 構成員

関係機関	構成員		備考
国	三重河川国道事務所	副所長	
農林水産省	東海農政局 農村振興部	洪水調節機能強化対策官	
気象庁	津地方気象台	防災管理官	
林野庁	三重森林管理署	次長	
県	県土整備部 施設災害対策課	水防対策班長	
	県土整備部 河川課	計画班長	
		ダム班長	
	県土整備部 防災砂防課	課長補佐兼班長	
	県土整備部 下水道事業課	計画・事業班長	
	県土整備部 都市政策課	都市計画班長	
	県土整備部 建築開発課	課長補佐兼建築安全班長	
	県土整備部 住宅政策課	住まい支援副課長兼班長	
	県土整備部 営繕課	営繕調整班長	
	県土整備部 港湾・海岸課	海岸整備班長	
	県土整備部 道路建設課	道路建設班長	
	県土整備部 道路管理課	道路維持班長	
	農林水産部 農業基盤整備課	国営調整水利班長	
	農林水産部 治山林道課	治山班長	
	津建設事務所	副所長兼室長	
		君ヶ野ダム管理室長	
	松阪建設事務所	副所長兼室長	
	津地域防災総合事務所	副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所	副所長兼室長	
市町	津市	危機管理部 防災室	室長
		建設部 河川排水推進室	室長
		建設部 事業調整室	室長
	松阪市	建設部 建設保全課	課長
		建設部 土木課	課長
		建設部 建築開発課	参事兼課長
		防災対策課	参事兼課長
		上下水道部 下水道建設課	課長
		産業文化部 農村整備課	課長
		産業文化部 林業振興課	課長
		建設部 都市計画課	課長

櫛田川外流域治水協議会規約(案)

櫛田川外流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「櫛田川外流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、櫛田川等流域（河川区域、集水域、氾濫域）において、あらゆる関係者が、協働して流域全体で被害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 櫛田川等流域で行う流域治水の全体像の共有と検討をする。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」を策定し、公表する。
- 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況をフォローアップする。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項の検討をする。

（協議会の対象水系）

第4条 本協議会は、別表－1に掲げる水系を対象水系とする。

(協議会の構成)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて櫛田川外大規模氾濫減災協議会の対象水系及び構成員を協議会の同意を得て追加することができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外流域治水協議会、雲出川外流域治水協議会、宮川外流域治水協議会と合同で開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、既存の会議と連携を図り、流域治水に関する取り組みを多くの関係者と共有するものとする。

(幹事会)

第6条 幹事会は別表－3の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、河川、流域、避難水防等に関する対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所流域治水課、三重県県土整備部河川課に置く。

- 2 協議会及び幹事会の運営は事務局の構成員が行うものとする。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、令和 2 年 8 月 19 日から施行する。

令和 3 年 1 月 12 日 一部改正

令和 3 年 3 月 16 日 一部改正

令和 3 年 12 月 14 日 一部改正

令和 4 年 3 月 28 日 一部改正

令和 4 年 6 月 7 日 一部改正

令和 5 年 6 月 2 日 一部改正

令和 6 年 6 月 17 日 一部改正

別表－1 対象水系

水系区分	水系名
一級水系	櫛田川水系
二級水系	碧川水系 三渡川水系 阪内川水系 金剛川水系 中川水系 笹笛川水系 大堀川水系 外城田川水系

別表－２ 協議会 構成員

関係機関	構成員	備考
国	三重河川国道事務所 所長	
	蓮ダム管理所 所長	
気象庁	津地方気象台 台長	
林野庁	三重森林管理署 署長	
県	県土整備部 水災害対策監	
	県土整備部 施設災害対策課 課長	
	県土整備部 河川課 課長	
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 下水道事業課 課長	
	県土整備部 都市政策課 課長	
	県土整備部 建築開発課 課長	
	県土整備部 住宅政策課 課長	
	県土整備部 営繕課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	県土整備部 道路建設課 課長	
	県土整備部 道路管理課 課長	
	農林水産部 農業基盤整備課 課長	
	農林水産部 治山林道課 課長	
	松阪建設事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
市町	松阪市 市長	
	多気町 町長	
	明和町 町長	

＜オブザーバー＞

関係機関	構成員	備考
農林水産省	東海農政局 農村振興部 洪水調節機能強化 対策官	
森林研究・ 整備機構	森林整備センター 津水源林整備事務所 所長	
企業	中部電力(株) 事業創造本部 部長	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

別表－３ 幹事会 構成員

関係機関	構成員		備考
国	三重河川国道事務所		副所長
	蓮ダム管理所		専門官
気象庁	津地方気象台		防災管理官
林野庁	三重森林管理署		次長
県	県土整備部 施設災害対策課		水防対策班長
	県土整備部 河川課		計画班長
	県土整備部 防災砂防課		課長補佐兼班長
	県土整備部 下水道事業課		計画・事業班長
	県土整備部 都市政策課		都市計画班長
	県土整備部 建築開発課		課長補佐兼建築安全 班長
	県土整備部 住宅政策課		住まい支援副課長兼 班長
	県土整備部 営繕課		営繕調整班長
	県土整備部 港湾・海岸課		海岸整備班長
	県土整備部 道路建設課		道路建設班長
	県土整備部 道路管理課		道路維持班長
	農林水産部 農業基盤整備課		国営調整水利班長
	農林水産部 治山林道課		治山班長
	松阪建設事務所		副所長兼室長
	松阪地域防災総合事務所		副所長兼室長
市町	松阪市	建設部 建設保全課	課長
		建設部 土木課	課長
		建設部 建築開発課	参事兼課長
		防災対策課	参事兼課長
		上下水道部 下水道建設課	課長
		産業文化部 農村整備課	課長
		産業文化部 林業振興課	課長
		建設部 都市計画課	課長
	多気町	総務課	課長
		建設課	課長
	明和町	総務防災安全課	課長
		建設課	課長

宮川外流域治水協議会規約(案)

宮川外流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「宮川外流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、宮川等流域（河川区域、集水域、氾濫域）において、あらゆる関係者が、協働して流域全体で被害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 宮川等流域で行う流域治水の全体像の共有と検討をする。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」を策定し、公表する。
- 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況をフォローアップする。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項の検討をする。

（協議会の対象水系）

第4条 本協議会は、別表－1に掲げる水系を対象水系とする。

(協議会の構成)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。

3 本協議会は、必要に応じて宮川外大規模氾濫減災協議会の対象水系及び構成員を協議会の同意を得て追加することができる。

4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外流域治水協議会、雲出川外流域治水協議会、櫛田川外流域治水協議会と合同で開催できるものとする。

5 必要に応じて、既存の会議と連携を図り、流域治水に関する取り組みを多くの関係者と共有するものとする。

(幹事会)

第6条 幹事会は別表－3の職にある者をもって構成する。

2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、河川、流域、避難水防等に関する対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所流域治水課、三重県県土整備部河川課に置く。

2 協議会及び幹事会の運営は事務局の構成員が行うものとする。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、令和 2 年 8 月 25 日から施行する。

令和 3 年 1 月 12 日 一部改正

令和 3 年 3 月 16 日 一部改正

令和 3 年 12 月 14 日 一部改正

令和 4 年 3 月 28 日 一部改正

令和 4 年 6 月 7 日 一部改正

令和 5 年 6 月 2 日 一部改正

令和 6 年 6 月 17 日 一部改正

別表－１ 対象水系

水系区分	河川名
一級水系	宮川水系
二級水系	笹笛川水系 大堀川水系 江川水系 外城田川水系 神津佐川水系 泉川水系 五ヶ所川水系 中の谷川水系 伊勢路川水系 大江川水系 河内川水系 村山川水系 小方川水系 古和川水系 奥川水系

別表－２ 協議会 構成員

関係機関	構成員	備考
国	三重河川国道事務所 所長	
気象庁	津地方気象台 台長	
林野庁	三重森林管理署 署長	
県	県土整備部 水災害対策監	
	県土整備部 施設災害対策課 課長	
	県土整備部 河川課 課長	
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 下水道事業課 課長	
	県土整備部 都市政策課 課長	
	県土整備部 建築開発課 課長	
	県土整備部 住宅政策課 課長	
	県土整備部 営繕課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	県土整備部 道路建設課 課長	
	県土整備部 道路管理課 課長	
	農林水産部 農業基盤整備課 課長	
	農林水産部 治山林道課 課長	
	松阪建設事務所 所長	
	伊勢建設事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
	南勢志摩地域活性化局 局長	
市町	伊勢市 市長	
	多気町 町長	
	玉城町 町長	
	大台町 町長	
	度会町 町長	
	大紀町 町長	
	南伊勢町 町長	

＜オブザーバー＞

関係機関	構成員	備考
農林水産省	東海農政局 農村振興部 洪水調節機能強化 対策官	
森林研究・ 整備機構	森林整備センター 津水源林整備事務所 所長	
企業	中部電力(株) 事業創造本部 部長	
	三重水力センター 業務課 課長	
	東海旅客鉄道株式会社 部長	
	東海鉄道事業本部 施設部	
	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 名古屋統括部 施設部 部長	

別表－３ 幹事会 構成員

関係機関	構成員		備考
国	三重河川国道事務所	副所長	
気象庁	津地方气象台	防災管理官	
林野庁	三重森林管理署	次長	
県	県土整備部 施設災害対策課	水防対策班長	
	県土整備部 河川課	計画班長 ダム班長	
	県土整備部 防災砂防課	課長補佐兼班長	
	県土整備部 下水道事業課	計画・事業班長	
	県土整備部 都市政策課	都市計画班長	
	県土整備部 建築開発課	課長補佐兼建築安全 班長	
	県土整備部 住宅政策課	住まい支援副課長兼 班長	
	県土整備部 営繕課	営繕調整班長	
	県土整備部 港湾・海岸課	海岸整備班長	
	県土整備部 道路建設課	道路建設班長	
	県土整備部 道路管理課	道路維持班長	
	農林水産部 農業基盤整備課	国営調整水利班長	
	農林水産部 治山林道課	治山班長	
	松阪建設事務所	副所長兼室長	
		宮川ダム管理室長	
	伊勢建設事務所	副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所	副所長兼室長	
	南勢志摩地域活性化局	副所長兼室長	
市町	伊勢市	都市整備部 維持課	参事兼課長
		危機管理部 危機管理課	課長
		都市整備部 基盤整備課	課長
		都市整備部 都市計画課	参事兼課長
		上下水道部 下水道建設課	課長
		上下水道部 下水道施設管理課	課長
		産業観光部 農林水産課	参事兼課長
		健康福祉部 高齢・障がい福祉課	課長

		健康福祉部介護保険課	課長	
市町	多気町	総務課	課長	
		建設課	課長	
	玉城町	総務防災政策課	統括監兼課長	
		建設課	課長	
	大台町	総務課	特命監	
		建設課	課長	
		健康ほけん課 (地域包括支援センター)	課長兼センター長	
	度会町	みらい安心課	課長	
		建設水道課	課長	
		長寿福祉課	課長	
		産業振興課	課長	
	大紀町	防災安全課	参事兼課長	
		建設課	課長	
	南伊勢町	防災安全課	課長	
		建設課	課長	
		高齢者支援課	課長	